

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	平成26年7月25日
(宛先) 京都市長 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区二番町8番地8		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井阪 隆一 電話 03-6238-3711		

主たる業種	コンビニエンスストア					細分類番号	5	8	9	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ									
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで									
基本方針	セブン&アイグループの「環境宣言」「地球温暖化対策に基づく基本方針」に基づき、CO2排出量の削減に努める。									
計画を推進するための体制	京都地区のオペレーション本部を中心に、加盟店向け省エネ啓発を継続的に実施するとともに、追従設備本部を中心に省エネ型の販売設備の開発・導入を積極的に進めます。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	7,469.7トン 7,469.7トン	6,877.4トン 6,877.4トン	7,317.2トン 7,317.2トン	7,562.8トン 7,562.8トン	-2.9 -2.9	パーセント パーセント			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	各部門の目標削減率：3年間で平均3%の削減を目指す。								
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率			
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (kg-CO2/m ²)	279.78	276.17	278.99	264.47	-2.35	パーセント		
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント		
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	床面積あたりのCO ₂ 削減に努める								
		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考				
	112.0	150.0	162.0	162.0						
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	販売設備の省エネ型への更新や店内照明の高効率化を進める								
	(24)年度	省エネ型設備の導入や「電気の見える化」による省エネを推進する								
	(25)年度	省エネ型設備の導入や「電気の見える化」による省エネを推進する								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	地区事務所勤務者は車両通勤を原則禁止する。								
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関での通勤が可能であることから。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	地域産木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・京都市内で平成17年度より実施している食品リサイクルを今後も継続する。 ・セブン-イレブン記念財団を通じ、環境市民団体への助成活動を継続する。									
特記事項	・基準年度排出量は、過去3年間また今後についても新規開店を継続し、事業所数・排出量とも増加傾向が見込まれるため、平成22年度の排出実績を基準年度排出量とした。									

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。